## 平成29年度第7回協働支援会議

平成29年10月13日(金)午後3時 本庁舎3階 302会議室

出席者: 久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、 吉村委員

事務局:地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 定足数に足りていますので始めたいと思います。

では、資料の確認をいたします。では、お願いします、事務局。

事務局 それでは、資料のほうから確認させていただきます。1枚目に次第がございまして、1枚おめくりいただきまして資料1のほうが主な意見と検討事項ということで、こちらのほうにつきましては、先週の金曜日に委員の皆様のほうにメールさせていただいた資料と同様のものになっております。

資料2のほうが、事前ヒアリングシート及び担当課意見書の整理についてということで A4 横長のものになっております。それの参考資料としまして資料2-2、資料2-3が 続いております。

続きまして、資料3のほうが協働事業に対する事前ヒアリングシート、こちらは案のものになっております。

続きまして、資料4のほうが協働事業に対する担当課意見書、こちらのほうも案のもの になっております。

続きまして、資料 5、こちらのほうが A 3 横長のほうになっておりまして、審査基準の 改正についてとなっております。

続きまして、資料6のほうが、こちらのほうが様式の案になっております。こちらのほう資料の6-1から6-9までございます。

続きまして、資料7。こちらのほうがA3横長のものになっております。協働事業評価 方法について、こちらは資料7になっております。 続きまして、資料8、協働事業自己点検シート、こちらのほうも案になっております。 資料9のほうが協働事業相互検証シート、こちらも案になります。

最後に、資料10、協働事業評価に当たっての主な着眼点、こちらのほうも案になって おります。

以上、資料1から10までよろしいでしょうか。

各委員 はい。

久塚座長 では、議事に入っていきます。1番目、新支援制度の検討についてということで、資料に基づいて事務局に説明してもらいます。お願いします。

事務局 それでは、資料1のほうをごらんください。前回の会議で新支援制度の検討について事務局のほうから3点、審査における区のかかわり方、2番目の審査基準について、3番目の様式についてということでご検討いただきまして、いろいろご意見をいただきました。ありがとうございます。

後ほどメールでいただいた意見等を踏まえまして、各検討事項につきましてまとめさせていただいたものが資料1になっております。こちらのほうにつきましては、事前にメールでごらんいただいているかと思いますので、本日個別の説明のほうは省略させていただければと思っております。よろしければ個別の1番の審査における区のかかわり方ということで、検討事項のほうに入らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 それでは、資料2のほうをごらんください。前回の支援会議の際に事業申請における事業課のかかわり方ということで、事務局のほうから案1としまして具体的に事業課の意見というものを審査基準のほうに組み入れる案、それから案2としまして具体的には提案団体に補正する機会を与えるという案を二つ出させていただきました。

それに対していただいた意見としまして、事前ヒアリングシートと担当課の意見書について項目のほうが類似している項目もありますので、こちらのほうを整理を踏まえまして、もう一度審査基準等を踏まえまして総合的に見直す必要があるのではないかというご意見をいただきましたので、まず事前ヒアリングシートと担当課の意見書の整理を事務局のほうでさせていただきました。そちらのほうが資料2のほうになっております。

課題としましては、今申し上げましたとおり事前ヒアリングシートと担当課の意見書の項目が類似していることや、審査における位置づけというものが不明確になっていたのが課題となっております。

それにつきまして、1枚おめくりいただきまして3番の事務局修正案というところで、まず事前ヒアリングシートと担当課の意見書、こちらのほうの役割というか、位置づけを明確にすることが適切なのではないかと考えまして、事務局のほうの案のほうをご説明させていただきます。

具体的な様式については事前ヒアリングシートの案のほうが資料3、担当課意見書のほうの案が資料4になっておりますので、こちらも合わせてご確認いただければと思います。まず、事前ヒアリングシートのほうなのですけれども、記載する内容としましては、事前相談の有無や区の類似施策を確認するための書類ということで、今までである程度細かい内容というものも確認するような書類にはなっていたのですけれども、事前ヒアリングシートになりますので、あくまでも提案に当たっての事前確認をするような書類として位

一方では担当課意見書のほうにつきましては、事業に対しての詳細を確認するための書類ということで、内容のほうが事業の実現性について担当課の意見を確認するための書類ということで書かせていただいております。

置づけるのが適切なのではないかと考えました。

資料の4のほうをごらんいただければと思うのですけれども、担当課意見書のほうに書いてある評価基準のほうにつきましては、具体的にはこの後ご説明させていただきます審査基準に準じた内容となっております。

具体的に事業課のほうで審査基準に準じた評価をいただくような形で、事業自体を担当 課のほうの意見をいただくような形を考えております。また、この中で団体に関する審査 ですとか評価のところは、担当課に評価をいただくのは難しいのかなということも考えま して、団体に対する評価というものは除かせていただいております。

こちらの活用方法なのですけれども、具体的に担当課意見書のほうにつきましては、こちらのほうがご検討いただきたいところになるのですけれども、案1のほうがこちらのほうが今までの提案制度と基本的には変わらず、担当課意見書を参考にして審査基準のあくまでも採点の参考にするというのが案1。

案2のほうが、担当課の意見を審査項目に追加ということで、資料5のほうの審査基準のほうもごらんいただければと思うのですけれども、右側のほうが区との協働事業の審査 基準になっております。赤字のところが前回委員の方からご意見をいただきまして追加したような項目になっております。

12番の黄色いセルのところが、具体的に担当課意見書の内容を踏まえて採点するよう

な項目を追加したような形になっております。そちらのほうが案の2になります。

案3のほうが、前回お出しさせていただきましたとおり提案団体に補正する機会を提供するというような案になっております。こちらの担当課意見書の具体的には資料4の一番下のセルのところに、提案された事業を協働で実施する場合の課題とその方向性について記入してくださいというような、このような意見を事前にお示しして事業者に補正するような機会を与えるような案になっております。

それで、こちらの案3のところなのですけれども、具体的に補正する機会というものが、 前回の会議の際に事務局のほうでイメージしている例というものがお示しできなかったと 思いますので、事務局のほうで考えている補正機会というものをご紹介させていただけれ ばと思うのですけれども、そちらのほうは資料2-2、資料2-3になっております。

こちらのほうが、本年度実施している事業の当初の企画書になっております。こちらのほうは、3年目の事業の際に、海外キャンプのイベントを実施するというような企画になっていたのですけれども、この海外キャンプ自体がなかなか当初から実施することが難しいというような中で採択されて、結果的には事業計画の変更という形でこの海外キャンプ自体は実施せず、ほかの内容で補完する企画にはなったのですけれども、こういった当初から実施することが難しいというような事業があった場合に、それだけが見られて、ややネガティブな意見が出てきてしまったりですとか、一方で全体としてはいい事業というふうな場合に見られている、この一部分だけが難しいことで事業全体として評価が低くなってしまう。

そういった事業も考えられますので、そういった事業の一部分を補正する機会というものを与えることによって、全体としていい事業を拾い上げるような機会を提供するようになるのかなと思いまして、そのようなイメージのもとで案3のほうを前回ご提示させていただいたような形になっております。

久塚座長 資料2-2と2-3を使ってもう少しイメージを説明してもらえますか。

事務局 はい。補正するイメージとしましては、あくまでも事務局のほうで想定しているのが、一次審査を通過した団体ということで考えております。一次審査を通過した団体については担当課意見書ということで、より事業に対して突っ込んだ内容を確認するような意見書というものをいただく形を想定しています。その中で上の事業に関する意見のその他に、一番下の欄のところで提案された事業を協働で実施する場合の課題とその方向性ということで、そもそも難しい事業ですとか、そういったところを洗い出すような意見と

いうものをいただくことを考えております。そちらのそもそも難しい事業をなくすとか、 ちょっと方向性を変えていただきたいというのが補正する機会のイメージになっておりま す。

イメージとしましては、資料2-2のほうの1枚おめくりいただきまして、海外クラブ へのキャンプ事業というところを網かけをさせていただいております。こちらのほうが区 のほうで事業を実施するのが難しいというようなところがありました。

このところを事前に区のほうでそういった意見とか補正する機会とかというところを与えることによって、あらかじめこのところを洗い出すとか、ちょっと事業者のほうに見直す機会というものを与えてもいいのではないかなというふうな考えになっております。そちらのほうが補正する機会のイメージになっております。

まとめますと、案1のほうが、こちらのほうがイメージとしては今までの協働事業提案制度の審査のほうが案1になっています。こちらの意見書ですとか、事前ヒアリングシートをあくまでも参考書類として現状の審査基準、こちらは改正案になっておりますけれども、審査基準にある程度踏まえて審査をいただくというのが案1になっております。

案2のほうが、具体的に今度担当課意見書の意見というものを点数化するようなものが 案になっております。例としまして資料5の右側の区との協働事業の審査基準のほうの1 2番の黄色いセルのところで、具体的に担当課の意見を踏まえているかどうかというとこ ろを、こちらのほうを一応5点満点で載せさせていただいていますけれども、担当課の意 見がポジティブな意見でしたら5に、ちょっと難しいというところだったら1点になるよ うな、具体的に点数化するというところが案2になっております。

案3のほうが、先ほど申し上げたとおり補正する機会というような案になっております。 久塚座長 結局参考と書いた資料2-2及び2-3で事務局に説明をしてもらったので すけれども、難しいなというようなときに、もともとのところを変更するような。ただ、 それ以前の問題としては、すごくここまでやるのだよという中身が出ていて審査をすると いうことになるので、区が無理だなと考えたりアドバイスしたりして変更するというよう なことがあると、区の意見というのをどの時点で踏まえて私たちの審査の対象となるよう な事業計画と見るのかと。少し時間がずれることによって随分違ってくるのだろうと思う のです。

活用方法も当然結果として変わってくるということから、案1が今までどおりの形でいくというところから案3です。提案団体に補正する機会を提供することで担当課の意見書

というのを使うというところまで設けましたということです。

ということで、案の1から3までの違いというのは文字面ではなくて、こういうことを めぐっては違ってくるのですかとか質問があれば事前にお伺いしたほうがいいと思うので すけれども。

及川委員 すみません。今、案3についての質問なのですけれども、ちょっとイメージをつかみたくて。一次審査が終わってヒアリング、この意見書を書いてもらいますよね。 そのときにここに、例えばこの参考を使うとすると海外事業はちょっとやり過ぎではないかという意見が事業課のほうから書かれるという流れですよね?

その場合にそれをNPOさんとかそういう団体のほうに補正する、このような補正が可能ですけれどもできますかと、やりますか、やらないですかとまず聞くのですか。

事務局 それをもとに自分たちで考えていただくというような形のほうがよろしいのかなと思います。誘導するのは不適切かと思いますので。

及川委員 では、従わなくて自分たちの案でいきたいということで、それをこちらの審 査会に上げるというやり方も、それは選んでいいということ?

関口委員 そうでしょう。

及川委員 では、もしそれで方向性で合わせますということでしたら、そのときにこの 企画書、資料2-3、こんなところを直してくださいというような、これが事業課のほう から出てくるのですか。

事務局 結果的にそれはここが変更しましたというところの書類にはなってしまいますので、ちょっとその辺のここの部分が一次の審査と比べてここの部分が変わっているところは、多分明示はしていく必要があるのかなと思いますけれども。

及川委員 するとこの申請書のところに赤入れをして、ここはこう変わりましたという のではなくて、さらにこのようなものを団体のほうがつくらなければいけないということ になるのですか。

事務局 あまり手間はないほうがいいかなと思うのですけれども、何でもかんでも変えるというのはちょっとよろしくないかと思いますので。

久塚座長 何でもかんでも変えると最初にするやりとりになってしまって、協働という NPOが自主的にやろうとすることを行政がひん曲げてしまうみたいな形になるとかいろいろありますので、自主性から考えてあくまで対等に何とかしようと言っているのを新宿 区が変えるわけにはいかないと。NPOの姿勢にもよります。

ただし、これは一次審査を通った後なので、一次審査のところでフィルターにかけて、さて一次を通ったけれども担当課のほうから見たときにうちに持ってこられたけれどもできないとか、これさえなければうまくいくのにとかいろいろあると思うのです。そのときに意見を出して、ここの委員会としては多分一次審査のときとどう変わったというのは書類上見えるわけなので、それをどう読むかというのはやっぱり委員さんのお考えだと思うのです。

衣川委員 資料5の右下の黄色くしてくださったところ。提案事業は事業課の意向を踏まえた内容となっているか、これについて5点の何点かを私たちがつけるのですけれども、その事業課の意見を踏まえた内容となっていれば点数が高いのか、それとも踏まえた内容ではないけれども、その言ってきた団体の意見がすばらしいと思ってつけるのか、その事業課の意向を踏まえた内容となっているのかどうかというのは私たちが決めることではないというか、見ればそのとおりだったらもう自動的に点数というのは決まってしまうのかしらと思って。

どうやって点数をつけるのかという、ちょっといま一つわからないのですけれども。事業課の意見を見て、そうやってこうやってつくり直しの機会を与えるということはいいこと、そういうチャンスを与えるというのはいいこと、それを選べるというのはいいことだと思うのですけれども、出てきたものを見て私たちはどういう点数をつけるべきなのか。

久塚座長 だから、その段階で先ほど及川さんが言った四角、欄外の四角に何かコメントがあって、やりとりの中でこういうふうなことが懸念されていたけれども、自分たちはこれについてはちゃんと答えてもらわないといけない。検討するという意味だけではいとか、いいえだけではなくて、どういうふうに理解して、その点については言われたとおり、指摘のとおりにはしないけれどもこれでカバーできるのでこうしたとかいうことだと意見がずれますよね。

ずれていても聞いているということで、協働事業の大事なところは事業課と事前にこう やりましたかという項目があるわけです。審査に当たって事前に相談というのをちゃんと やりましたかという。それをどう扱うかという話なので、だからそれを単に指摘があった とおりに直しましたというのが点数が高いのではなくて、事前にこう協議したということ が痕跡として見えて、その協議したということにとどまらずに、中には事業課がこれはも う法令上無理だとか、海外に引き連れていくのは幾ら何でも無理だろうとかいろいろ考え られます。 そういうふうに言ったものもNPOとしてはやりたいと思っているかもしれないけれど も、最もだと思うかもしれないし、それにかわる効果的なものをつくるかもしれないです。

ということは、この12番というのはやり方を変えるとなったときには、当初の事業計画の中でこのサッカーのスポーツの海外というものであれば、何のために海外を選ぶと言っているかということの計画を変えることによって確保できているかどうかというようなことを見ることになっていくのだと思います。

ただ、高々5点なのですけれども、内容は濃いですよね。

及川委員 今の続きなのですけれども、12番のところがもともと団体さんの提案は担 当課とすごくマッチしていてここに何もない場合、その場合でも意向を踏まえた内容にな っているということで補正しなくても5点あげてもいいのですか。

事務局 事務局としてイメージしているのは、基本的にはこの黄色いセルのところはない状態で、その意見書の内容を点数化するという場合は、ここに追加するというようなイメージです。補正する機会を与えるのであればこの黄色いセルのところは要らないのかなというふうに考えています。

久塚座長 委員それぞれが共通の理解に立つことが大事なので、できるだけシンプルなほうがいいのですよね?

事務局 ちょうどご意見でいただきましたとおり、資料1の大きい1番の(1)の黒ポチの一番上のところなのですけれども、担当課の意見について、どのように評価し審査に 反映するのか、共通認識をした上でというようなご意見をちょうどいただいております。

吉村委員 いいですか。私はこの出されたこの事例はとても単純な事例で、ここだけ削ればよくなるというものなのでわかりやすくて、これだったらいいのかなというふうに思われるかもしれないのですけれども。

提案をすごくたくさん受けていた側としては、そんな単純な補正ではなくて、こう意見を言うともっと根本的にいろんなところをいじらなければいけないような計画はいっぱいあるのです。だから、それによってすごく一次審査から計画を変えてしまうと最初の提案とはまた違う提案になってしまったり、そのアドバイスする側によっては非常に適切なアドバイスができるものもある。いろんな担当者がいるので、やっぱり。

ちょっと後ろ向きな担当者だったりしたときに、差が出てしまうのではないかと思っていてそれを懸念しているのです。そこが不公平感につながって、二次審査の基本の部分の皆さんの団体がそれでその結果にきちんと納得ができるのか。そういうふうになるのかど

うかというのが、結構私は懸念しているのです。すごいいろんな提案を受けていたので。

久塚座長 というと吉村さんから言うと案の1、2、3でそれを気にしていることを乗り越えられるものというのはあるのですか。

吉村委員 例えばもうすごい単純に担当課が100点満点で80としたら4点とか別枠でパーンと入ってくるとか、そういう審査でみんなが入れるのではなくて、ポーンと単純にだから100点満点で担当課がもう50点しかつけないのだったら、そこはもう2点とか入らないとか、そういうふうにすると担当課の意見が少しは入るでしょうという。

そういうふうなイメージを持っていたのです、私はこの2番については。だから、ちょっとこのきょう出てきたのはちょっとイメージが違った。だから、私の理解が違っていたなと思いました。

補正をするというのは、やっぱり課のほうに寄ってくるということですから、事業課のほうに。それでまたやっぱり区政への現実とか、やっていることとかを結構知らないで、これはいいだろうと来るのが多いのです。言っていることはわかるけれども、それは区民だけの対象ではなくて、ちょっと区としての協働はどうなのみたいなところがいろいろある事業は結構来るのですけれども、なかなかそこでうまく事前に少しお話し合いをしても、なかなか提案に生かされないケースも多くてそのまま突っ走っているのです。

それでいいことだから一次審査は通ったとして、やっぱりその事業課に投げられたとき にいろいろ意見を書くと、その方向のところの意見になってしまったりすることもあるの かなというのが経験上。

宇都木委員 これは提案はいいけれども、これを区としてできるものとしてやるために 少し修整してもらわなければ困りますというのがあれば、それはそれで事前のところで相 談ができて。

吉村委員 でも、事前相談したとか言って、ちょっと聞きに来てしたとか言っていって 書いてくる団体は結構いるのです。

宇都木委員 位置づけをはっきりさせればいいのだ。参考に担当課の意見を聞きますではなくて、担当課の意見も判断の要素の一つに入れましょうと、例えば10項目あるうちの一つに入れましょうというのなら入れましょうということにしてしまえばいい。それはウエートは別だ。

関口委員 今回これは前提として委託、形式的な契約形態で言うと委託からいわゆる助成になる、補助になるということです。基本的にはやっぱり要は今で言う活動助成と同じ

仕組みになるので、やっぱりNPO側の自主性というのがより強調される制度設計になる わけじゃないですか。だから、あまり、確かにいろいろあると思うのですけれども、我々 はある意味仲人みたいな役割で、強制的にカップリングしてうまく相思相愛になればいい けれども、私はもうあなたたちとやりたくないわというのは、それは確かに担当課さんと してはこの委員会で言われたけれども、何でというのは、ちょっと確かにお気持ちもよく わかるのでどうしたものかなという。

伊藤委員 こういう提案は私のイメージだけれども、何本かの柱があるよね、第1の事業、第2の事業、第3の事業と。その三つをこの提案が成り立っているとしたときに、この3番目の事業というのはふさわしくないというか、もうやっているだとかとなったときには、この3番目の事業へ移らないといけない、当然。それは事前のところ、こういう3番目の事業があって、こういう意見をやって、これはやっても意味がないのだからと出てくれば当然だとなるだろうし、三つの柱が、四つの柱が三つでもいい、四つでも柱があって枝葉の事業というのがある、それを組み立てているやつ。それらはこれがなくてもその一つの大きな事業としては成り立つじゃない。

そういうときは削ってもらってもいいという話だよね、この意見を参考にしてNPOに。 根幹は何も変わってこない。根幹が変わってくるとNPOも先ほど言ったようにちょっと 無理だねとなってくるだろうし、うちのやり方と区がやっている委託でやっている形とは ちょっと違う、ここが違うのだとか、そういうのが出てくれば区も納得するだろうという 可能性もあるよね、同じ事業と名前としても。

そこを突き詰めないと、同じ名前だからと同じような攻め方になっているとは限らない し。だから、先ほどの吉村さんが言ったようにかなりの突っ込んだ話し合いが必要になっ てくるということだ。

関口委員 ある意味採択条件というわけではないのですけれども、後づけで結構内容に 関してこちらの裁量であまり審査段階での修整とかはやらなくて、実際にそれで通った後 に我々としての意見をお願いして、飲めるものは飲んでもらって、飲めないものは飲めな いということでもいいような気もしてきたのですけれども、そういうのはどうなのですか。

久塚座長 ちょっと大もとのところに戻ると、単に審査をするだけではなくて、ちょっと形を変えると、これはさっきの関口さんの言葉を借りれば、あるところとNPOは反対側を向いてもう顔も見たくないとなっているのを、そうは言わずにこちらでグルグルと一緒になりなさいみたいなことを言えるというところのこちらが勢いをつけることが、気持

ちの中で勢いをつけることができるかどうかというための判断材料でしょう、ある意味。

だから、もうあっちを向いて、両方違うほうを向いているというのは、行政のほうが何かを言ってもこれは無理だねというのであったら、新宿区の意見、担当課の意見書というのはもう使いようがないわけじゃないですか。ある意味こっちがもう。いずれにしてもこちらが最終的に判断して、担当課が意見書を書いてあそことやりたくないとか、これは無理だと言っていてもこれはすごいとか思って、こちらがグルグル巻きにしてもいいわけじゃない、後がどうなるかは別として。

乱暴に言えばそういうことなのだけれども、そういうことはしたくないのでというのが次にあらわれて、担当課の意見書というのをどう使おうかということです。

では、担当課の意見書というのをすごく大事に思えばそっちに近づいていって、担当課が力を持って言うことを聞くなら一緒にやっていいぞみたいな話になるわけだ。それはNPOの自主性みたいなのがなくなるという中でオロオロするわけです。

宇都木委員 大事なのは行政もNPOも共同責任でお互いがちゃんと協働して責任を持ちましょうというスタンス、そういう基本的な姿勢がこの事業計画をつくるに当たってちゃんと見られるかどうかというところは大事なところなので、それから行政の意見をどう評価するかと。まだいいかというような程度のことなのか、これはぜひ我々としては行政としてきちんと責任を持ってやりたいというのならこの場というのはやっぱりどこかではっきりさせないと。

久塚座長 今の宇都木さんのもすごくわかるのですけれども、NPOの側にとってみると、協働でやるつもりがあるのかとこう言えるけれども、新宿区に協働でやるつもりがあるのと言ったら、いや、あまりありませんと答えるところもあっても仕方がないです。

宇都木委員 うん、それは仕方がない。それはそういう答え、行政側の態度だけれども、 それをどうするかというのは、もし審査委員会にそれがかかれば、それはそれぞれの審査 委員がどの程度のウエートを持って判断するかという話だから。

だけど、どこかでやっぱり行政の意見というのは、それはそれなりにやっぱり反映されるべきものとして審査の中には、項目の中には入れたほうがいいのではないかと私は思うけれども。

吉村委員 今ここのところ何年かの傾向で、やっぱり区からのテーマ設定のところが採用されているというのは、やっぱりそういうことだと思うのです。やりたいテーマがあってそこに合うのが来ているから、こっち側もいい評価をするし、一緒にやっていこうとい

う機運が高まるのですけれども、そこに課題を感じていないところにボンと来ても、やっぱりどうしても辛くなっていくというようなところがあって、そこのところに抵抗があるのでどうかなと私は思っていたので。

担当課の意見は多分これまでも反映されているのではないかと。皆さんが、委員が考慮 してその点数もつけているから今のようになっているので。

伊藤委員 うん、考慮しているよ。

宇都木委員 だから、事前にこういうことを提案したいけれどもどうでしょうかと事前 に打ち合わせしていろいろ議論しているところと、そうでなくて私たちの提案はこれです というのと、それはちょっと違うと思う、つくり方が。

吉村委員 目のつけどころはいいけれども、やっぱりちょっと手法がみたいなところで、では一緒にやっていこうと思う団体さんもいるのですけれども、担当課のところに行くといろいろ言われてしまうから、行ったことにしてもう申請書だけ出してしまいましたみたいなのが本当にあったので。

関口委員 結果的には通っていないんですよね、それは。

吉村委員 通っていないのです。だから、今までのも多分担当課の意見は反映されてはいる。

衣川委員 担当意見書は書いてもらうけれども、この12番はなしという案もあったのですか。

事務局 案1です。

衣川委員 このとおりですね。これを見てその実際に修整する団体もあり、修整しない 団体もあり、それを見つつ、12番はなしで、ほかのところに点数として考えていくとい うのはあり得ると。修整の機会も与えてあげて、修整するかどうか、その団体の考え方を 広く考えて、点数では入れないという考え方も。入れないというか、何となく全体として 入れるけれども、明らかに項目立てはしないという考え方も?

久塚座長 ただ、審査の段階で、プレゼンテーションの段階で、担当課のそういうのを 委員の方が質問するかもしれません。こうこうこういうことはどうなのでしょうみたいな のを。今までどおりで進めていくと、やっぱり何年かに一度は担当課の意見書はどうなの かね、扱い方はどうなのかねと多分また出てくると思うのです。非常に難しい。

伊藤委員 私たちが参考にしていることは確かだ。その書いたものをNPOが参考にしているかどうかは別問題。

関口委員 衣川さんのがいいのではないですか。その意見書は生きで、だったら12番のほうはあえて追加しないというのでいいのじゃないですか。

伊藤委員 それを点数化されるかどうかはあまり気にしないだろうから。

久塚座長 事務局はそういう案でも大丈夫?

事務局 はい。さっき関ロ委員からご発言がありましたけれども、全体の中で一部のところがというところ、何かここの部分は助成できないみたいなところは、助成の中の付する条件みたいなところで、ここの部分は検討してくださいみたいなところは、恐らく決定とかそういう段階ではつけられるのかなと思います。

吉村委員 補助金だったらできるよね?

事務局 その中で多分ご意見を、多分意見書というのはこれからも出てくると思うので。 吉村委員 そこを補正しなかったらそのまま出さなければいいので。

事務局 はい、その分を審査報告書のところで形に残すような形で、多分委員の皆様からご意見をいただくような形で、それをもとに所管課のほうで決定するとかというような流れができればよろしいのかなとは思います。

吉村委員 でも、それを想定するならば、この最後のこのボックスを残しておいて。 その後決定した後にそこをどうするのかということの協議に入ればいいのかという。 事務局 はい。

久塚座長 だから、そうするとプレゼンテーションのときの質疑応答がやっぱり大事になってくるということだ。こちらがそういう責任を持って採択するという結論を出さなければいけないわけだから。

宇都木委員 やっぱり協働は両方の責任だということが、やっぱりお互いに認識してやれるような審査基準も、そういうものもかなりやっぱりはっきりさせておかないと。

久塚座長 だから、いいことを書いているときに、実際それが協働としてどこまでできるのですかということの中で見れば、担当課の意見というのもそういう形で使うということでいいですか。

各委員 はい。

事務局 それでは、今お話の資料5のほうの審査基準のほうをごらんください。こちらのほうが前回いただいたご意見を踏まえまして赤字で記載しているところが前回いただいたご意見を反映したところになっております。具体的には⑨番と⑩番、団体の審査のところを強化したほうがよいとのご意見をいただきましたので、9番のところは審査の配点の

ほうを5点から10点、10番の運営の公開性及び透明性、こちらが追加したような項目になっております。こちらが5点になっております。

右側のほうも同様に団体の審査のところを強化しているような形になっております。具体的には8番と9番。8番のところが配点が5点から10点、9番のところが運営の公開性及び透明性のところを項目として追加しているような項目になっております。

こちらのほうが前回いただいたご意見を踏まえて再度事務局案としてご提示させていた だきたいと思いますが、こちらのほうで本日ご意見がなければ確定とさせていただきたい と思いますがよろしいでしょうか。

久塚座長 いいですね?

各委員 はい。

久塚座長 では、次に進みましょう。

事務局 続きまして、資料6から9のほうが、再度事務局のほうでいただいたご意見を踏まえまして様式のほうを作成させていただきました。資料6-1のほうが、こちらのほうは変更させていただいたところが赤字で記載しております。資料6-1のほうが単独事業の交付申請書、こちら前回ご提示させていただいたものと変更ありませんので、説明は省略させていただきます。

事務局 はい。資料6-2のほうが工程表、こちらのほうがスケジュールのほうになっております。こちらのほうが単独と協働で共通様式のほうを考えていたのですけれども、後ほど6-5のほうに協働の様式ということで別様式を作成させていただいております。理由としまして、こちらの単独のほうは月ごとのスケジュール、詳しいスケジュールを書いていただくのと、協働の様式のほうが四半期ごとの様式として分けさせていただいております。

協働のほうは、基本的に3年間のご提案をいただく中で、月ごとのスケジュールというのを細分化して提案いただくのは、ちょっとハードルが上がってしまうのかなと思いまして、四半期ごとの工程表として作成させていただきました。ですので基本的に別様式として考えております。6-2のほうが単独のほうの様式です。

続きまして、資料 6-3 のほうが事業提案企画書のほうになります。こちらのほうが 1 点変更点がございまして、④ の実行体制のところです。こちらのほうが「別紙、協働事業計画書のとおり」というふうになって、資料 6-4 が協働事業計画書のほうになっておりますが、こちらのほうの資料 6-4 の 2 枚目のほうに実行体制のところで詳しく単年度ご

との実行体制というものを書いていただく欄がありますので、あえてこの6-3の3年間まとめのところで書いていただく必要はないのかなというところがありますので、資料6-4の計画書のほうが詳しく把握できるかと思いますので、こちらの6-3のほうは別紙参照のような形で省略するような形になっております。そちらのほうが変更点になります。続きまして、資料6-4のほうが今ご説明させていただいたところになりますが、スケジュール、工程表のところは月ごとにというふうに書いてあったのですけれども、赤字で記載しているとおり四半期ごとに分けてとなっております。

2枚目の実行体制のところのこちらのほうの4番の安全対策というところが、こちらの ほう単独事業のほうでも実行体制の安全対策というものを項目で設けておりまして、こち らのほうにつきましても基本的に記載をいただくような内容として想定しておりますので、 目出しで項目を追加させていただいております。

変更点は以上になります。

続きまして、資料6-5のほうが工程表、先ほどご説明させていただいた協働の様式のほうの工程表になります。

続きまして、資料6-6、こちらのほうが協働事業の予算書の案になります。今までの協働事業提案制度の予算書なのですけれども、委託の予算書になっておりまので、項目ごとの細分化というものが明記はされていませんでしたので、今回補助事業というものに変わることに伴いまして、基本的に単独事業のほうに寄せるような形にさせていただきまして、項目ごとの内訳ですとか詳細を記載していただくような形で予算書のほうを作成していただきたいというふうに考えております。

協働事業のほうにつきましては、事業は細分化されることも考えられますので、事業ごとに対象経費というものを記載していただくような形を考えております。事業ごとに書いていただくところについては、今までの提案制度と特に変更はございません。こちらのほうが案になります。

続きまして、資料 6 - 7、こちらのほうは団体の概要書になりますが、前回お出しさせていただいたものと変更はございません。

続きまして、資料6-8、こちらのほうは今回初めてお出しする様式になるのですけれども、事業の申請に対しての実績報告書の案になっております。こちらのほうをちょっと詳細にご説明させていただきたいと思いますが、6-8のほうが単独事業の実績報告書の案になります。

1 枚目と2 枚目につきましては、基本的に今のNPO活動資金助成と記載項目は変更ありません。具体的な活動状況とか事業の成果とか、あと2 枚目のほうが収支の結果というものを書いていただくような様式になっております。

変更したいと考えているところが、3枚目のところの評価のポイントというところになっております。基本的に単独事業のほうにつきましては、評価会ということで評価いただく形ではなく、継続事業については継続した際に実績報告などを参考にして審査に活用いただくというものになっておりますので、基本的に評価のポイントも先ほどの資料5のほうの審査基準に則したような形で設定させていただきましたので、合わせて資料5のほうの審査基準のほうをごらんいただければと思います。

審査基準のほうの①の区民ニーズを的確に把握し、地域課題や社会的課題をとらえた事業となっているかというところにつきましては、基本的に採択要件ではあるかと思いますので、こちらのほうにつきましては評価の欄には除外させていただいております。

2番から計画のところについては評価のところと、3番の実行体制、4番の多くの区民の社会貢献活動の啓発に役立ったかなど基本的に審査基準の項目に則してどうだったかというものを団体自身に評価いただくような形を考えております。

一番下の事業の実施に当たって、課題や問題点はあったか。どのような対策が考えられるかというものが、こちらのほうは審査基準にないのですけれども、継続した事業の申請があった場合などに、課題を次の申請にどのように反映しているかなど、その辺のポイントも評価のポイントになるかと思いますので項目として設定させていただいたような形になっております。

5枚目以降が今のNPO活動資金助成の実績報告書の記載項目の参考になっております。 項目としては類似している項目もあるのですけれども、新たに制度が変わることに伴いま して、基本的に審査基準に則したような形で整理させていただきました。こちらのほうが 資料6-8の実績報告の案になりますので、こちらのほうを後ほどご検討いただきたいと 思います。

続きまして、資料6-9のほうが、こちらのほうが対して協働事業のほうの実績報告の様式の案になっております。基本的に1枚目のところについては、単独事業の実績報告と合わせるような形にさせていただいております。2枚目のところの実績報告の収支決算のところなのですけれども、こちらのほうが収支予算に対して比較するような形で、こちらのほうに事業ごとに、項目ごとに経費の積算、内訳を記載していただきたいというふうに

考えております。

3枚目のほうの、こちらのほうは後ほど評価のほうのご協議いただきたいところとも絡んでくるのですけれども、協働事業の事業の進捗管理シートとしまして、本日の評価でもあったのですけれども、提案時と実施時、実施結果がどんな形で推移しているのかというのが一元化して見えやすくするような書類のほうをご用意させていただいたほうがいいかと思いまして、こちらのほうを基本的に評価の添付資料としてつけるような形で考えております。

後ほど評価のご協議いただく際にこの辺も合わせてご検討いただければというふうに考 えております。

4枚目以降が、こちらのほうも今の提案制度の結果報告書を参考としてつけさせていた だいております。

以上、資料6のほうの様式の案についてご説明させていただきました。主に実績報告の あたりでご協議いただければと思いますがいかがでしょうか。

久塚座長 盛りだくさんで7の手前のところまで来ましたけれども、自己評価みたいなのになって、項目は審査基準と同じような形で続いているというような形ですが、赤字で入れてもらったので気がついたところで結構ですけれども、これいつまで、どう指摘すればよろしいですか。

事務局 次回の会議で手引きのほうをご提示させていただきたいと思いますので、お気づきの点がありましたらメール等でもご連絡いただければと思いますけれども、ちょっと意見でいただいたところで審査報告書とかの文言の統一というところはいただいておりまして、その辺のところはまだちょっと見切れていないところがありますので、その辺の整理は随時事務局のほうでさせていただきたいと思います。

久塚座長 では、今6-8までのものは、ここで議論して結論を出さなければそのまま 通るという感じになる、それとももう1回赤字を削って黒字だけのものが出てくるのか。

事務局 基本的には方向性というか、つくりのところはちょっと本日中に結論をいただければと思っております。

久塚座長 では、細かいところはあれだけれども、方向性みたいなところでご意見をい ただければと思います。

竹井委員 僕も何か国のやつを申請したことがあるのですけれども、結構どうなのですか、関口委員、これはほかの自治体とかこれぐらいのボリューム感があるものなのですか。

関口委員 何か要は単独事業と協働事業、二つがガチャンコになっているから結構多く 見えてしまうけれども、まあ、こんなものじゃないですか。

でも、これぐらいはもうどの助成金でもやっぱり求められることなので、これぐらい書けなかったらやっぱり申請資格なしというのでもいいとは思う。だから、どっちかというと単独事業はボリュームが少ないので、こっちはだからなるべく簡素化してあげたほうがいいとは思うのですけれども、協働事業のほうはやっぱりそれなりの額をお渡しするわけなので。

久塚座長 一応決めて3年たってまた見直しみたいなことになるかもしれないけれども、様式はあまり手を入れないほうがいい。来年申請しようと思っている人たちがことしの用紙を見て、それで一応試しで打ってみた。来年ふたをあけたらまた違うのが出てきたとなるとショックが大きいです。

事務局 基本的に様式自体はちょっと種類がふえたというのはあるのですけれども、記載項目自体はふえてはいません。スケジュールとかは別様式で書いていただいたほうが提案する側もわかりやすいのかなと思いますし、審査する側ももちろん把握はしやすいのかなと思いますので、書きやすさというところを考えて作成させていただいたような形になっています。

久塚座長 だから、工程表を含めて四半期とか毎月の、今まで一緒くたになっていたみ たいなのをばらして予定は予定とか、そういうふうにしたというところがちょっとみそで すかね。

竹井委員 事務局の方に質問なのですけれども、私がまだ委員になる前にこういう事業 は結構申し込みの方が多かったと聞いていて、私がここに入ってしばらくしたら何かだん だん数が少なくなってしまったという話を僕も受けたのですけれども、やっぱりそれはこれと比例しているという話、関係ない?昔はこれぐらいの量だったのですか。

事務局 基本的に大きな変更というのはありませんので、手間という話ではないかなと は思うのですけれども。どこに何を書いたらいいかわからないというご意見はいただくことはあります。なので、その辺を少しでもわかりやすく、書きやすくという視点で今回は 整理をさせていただいたかなと思っているところなのですけれども。

衣川委員 書きやすくなったと思いますし、きっと私たちも見るほうとしてはすごく見やすくなって、団体の方が何を書いたのか、審査基準とも比べやすいし、すごく楽になるかなというふうに、判断しやすくなるかなというふうに思います。

及川委員 一つだけ、ちょっとここだけ目指す姿というのは、ちょっと漠然としている のですけれども、これはどういうのを書いてもらえばいいのですか、資料6-4なのです けれども。協働事業評価書の事業効果についてというところの目指す姿。例えばどのよう なことを?

事務局 基本的には今までですと3年後の目標というか、大きい目標しか書いていなくて、その途中の経過というのがなかなか出てきていなくて、それの判断がし難いというところもありました。1年目はこの段階まで進むとか、2年目はこの段階まで進むとか、その年度ごとの目標というのを書いていただければ進捗の確認がしやすいのかなというふうに考えております。

及川委員 わかりました。

関口委員 ちょっとすみません、対象経費のところなのですけれども、単独事業のほうは今のところ単独事業のほうも寄せるような形に、それはそれでいいのですけれども、何か前も言ったような気がするのですが、人件費のところでまず認めて、人件費を認めていただいているというのはこれは非常にありがたいことなので感謝したいところではあるものの、時間単価1,000円、1日1人4,000円ということになると4時間しか働けないじゃないですか。

助成金の対象となるには4時間は残業中のところがありまして、ご存じのとおりもう最低賃金が東京都で958円になっていまして、1,000円ということだともうほぼ最低賃金ということになると、皆さんもアルバイトの、ここら辺のアルバイトの求人欄を見ていただくと1,000円では人は来ないです、全然。

ということを考えると、ちょっとこの1,000円上限というのは非常に厳しいなと。もうちょっと、せめて1,200円でも1,500円ぐらい認めていただかないと本当にどうしようもないというところがあるので、ちょっとどうしてもというのは活動資金助成のほうはわかりました。協働事業でも1,000円、4,000円というのはちょっとさすがにこれでは専門性の高い事業をやりませんということになってしまうので、ちょっとそこはぜひ再考慮をお願いしたいなと。

事務局 ここは全くまだ見直していないということで、今いただいたご意見を、これは 次回手引きも合わせてちょっと案をご提示させていただければなと考えておりますので、 うちのほうでもほかの助成事業とか参考にしつつ。

伊藤委員 規定とかはあるの、アルバイトはこういう?

事務局 区の中ではあります。基本的に最低賃金というところと、あと謝礼なども基準などは基本的には設けさせていただいております。

謝礼のところですと、基本的に今の助成制度では設けていないのですけれども、ほかの 助成なんかを見ると区の基準に準じた形で設定してくださいみたいなのはありますので、 ちょっとその辺は入れさせていただいたほうがいいのかなというふうには考えています。

久塚座長 書き込んでいるのは案みたいに見えるけれども、ダミーで入っているような ものですので。あまり過敏に反応しないでいただいて。

事務局 ご意見等いただければ次回のときに案を提示しやすくなりますのでよろしいですか。

久塚座長 なければ資料7に移りたいと思います。

事務局 では、基本的に様式のほうはこのような形で方向性は決めさせていただきたい と思います。

続きまして、次第のほうは(2)番のほうになりまして、今度は協働事業の評価のほう のご検討をいただきたいと考えております。前回の会議でちょっと説明が走ってしまいま したので、改めて資料7のほうをごらんいただければと思います。

大きく本日ご検討をいただきたい事項としまして一つ目が様式で自己点検シートですと か相互検証シートの項目の整理をさせていただきたいなというふうに考えております。

二つ目のほうが、評価報告書の様式といいますか、つくりのところもご検討をいただき たいというふうに考えております。あと審査基準、評価基準のところもご検討いただきた いというふうに考えております。

最後が視察のあり方といいますか、その辺のところについても本日ご意見いただければ なというふうに考えております。

では、スケジュールのほうからご説明させていただきますと、課題のほうにつきましては、前回簡単にではありますがご説明させていただいておりまして、自己点検シートですとか相互検証シートの反省の結果が翌年度の事業実施に生かされていないのではないかということで、課題のほうを前回提起させていただきました。

それに基づきまして右側のほうに改正案というところで事務局のほうで作成させていただいたのですけれども、まず自己点検シートですとか相互検証シートのあり方というか、つくりのほうをちょっと明確化させていただいたほうがいいのかなと思いまして、1枚おめくりいただきまして4番の評価書式の課題と方向性というところで、具体的には資料8

と資料9のように自己点検シートと相互検証シートの改正案というものを作成させていた だきました。

自己点検シートにつきましては、今実施している団体さんとかからも評価項目が多くわかりづらいというようなご意見をいただいているところで、相互検証につきましてもやや重複しているような内容というところでご意見をいただいているようなところになっております。

それに加えまして先ほど出させていただきました、スケジュール的な課題というところもありますので、合わせて新支援制度に変わることに伴いましてこの辺の整理をさせていただきたいというふうに考えております。具体的な方向性としましては、自己点検シートと相互検証シートをそれぞれ役割を明確化することによって、重複する箇所をなくせればいいかなというふうに考えております。

つくりとしましては、自己点検シートのところにつきましては計画づくり、実施、結果、 反省と改善と今大きく4項目で評価いただいているところなのですけれども、自己点検シートについては前年度の実施状況というところを自己点検していただくものとして整理させていただきました。

資料8のほうを合わせてごらんください。Ⅲ番のところが協働事業の結果というところ を点検していただくようなシートを、Ⅳ番のところが協働事業の効果・成果というところ を点検していただくようなシートとして作成させていただきました。

それに伴いまして相互検証シートのところなのですけれども、今までの様式ですとこちらいつも計画づくりとか実施、結果について、重複するような内容でお互いに振り返りというような様式ではあったのですけれども、お互いに作成する中で評価をすり寄せることも考えられ、適切な評価に結びつくのが難しいのかなというふうに考えておりまして、具体的に検証するのであればお互いに自己点検した結果をお互いに持ち寄って、どのような課題ですとか意見、受益者の意見というのを把握したか。それについてどのような課題を分析したか。お互いに検証してどんな改善策が検討できるかというような今後に向けてみたいな形を相互検証シートとして作成させていただきました。

改善策の検討というところで次年度にこういう計画を直しますよというか、修正します よというところで、ある程度事前確認書を今まで作成しているものと様式が似ているとこ ろにはなりますので、相互検証シートと事前確認書というものを統合させていくことで、 お互いに振り返りした結果を翌年度にどう反映していくかというようなつくりとして考え させていただいております。

そのようなつくりに基づきまして資料7のほうの1枚目のスケジュールをごらんいただければと思います。今申し上げました自己点検シートを年末ぐらいに実施していただきまして、相互検証のほうを年度末をめどに実施していただいて、それをもとに翌年度の事業に振り返りの結果・課題などを踏まえて改善事項を反映させるというような流れというほうがよいのかなということで考えさせていただきました。

具体的には協定書、4月1日に事業が始まるのに合わせて、それまでに振り返りと課題のところの集約と反省とかを反映させるというような流れにさせていただきたいというふうに考えております。

あと結果報告書と収支報告書につきましては、今まで別日程になっていたのですけれど も、補助事業になることに伴いまして区の会計年度などもちょっと影響してきますので、 4月末ぐらいをめどにご提出いただきたいというふうに考えております。

今申し上げました変更点のところが、四角の黄色い枠で下のところに書かせていただい ております。まずここまでで自己点検シートですとか評価の流れのところのご意見をいた だければというふうに考えておりますがよろしいでしょうか。

久塚座長 似たようなシートがたくさんあって、それぞれの役割というのを少し明確に しようというのがお手元の資料です。

伊藤委員 協働のIVの実施のところのクエスチョン1で年間スケジュールに沿った実施 がなされたか、Bも文言が入ってしまっています。

指摘の項目に文言が入っている、年間スケジュールに沿った実施がされたかというのは、 ちゃんとこうやっているということで。聞かれて数字や何か入れると最後の1カ月でやっ てしまってもそれが計画達成になってしまうから、そういうのではなくて沿った計画を実 施していると、これでいいことだと。それができているか、できていないか。ということ は、この年間スケジュールに沿ったような様式を出しておかなければいけない、できてい るか、できないか。

さっきのあれは空欄ごとだっけ?あれを出してレビューをこう出して終わらないとここが判断できない。

それともう一つ、資料10で例えば改善のところを見ると、1番上に問題点や課題は適切に把握できているか。受益者の意見の分析や把握はできているか。課題に対すると、これは順番があると思うのだ。私の順番が違っていたら別だけれども、まず受益者の意見の

分析、把握ができているかと一番に来て、問題点や課題は適切に把握できましたか。それから、課題に対する改善策の検討ができましたかという順序がこれはあると思うのだ。だから、そういうふうに並べてもらうと簡単だと思います。

以上です。

事務局はい、ありがとうございます。

吉村委員 いいですか。別にこのシート自体が悪いというのではない。いつもこれが団体からのと担当課があって、それぞれがやって枚数が多いのですごく比較しにくいのです、見るときに。だからシートはこれはまだだとしても、例えば引用にあっても、1枚にまとめるとか、もうちょっと見やすくしてほしい。

事務局 ありがとうございます。

関口委員 全体的にはいい方向だと思うのですけれども、スケジュールの資料7の変更で結果報告書と収支決算書が統合されて4月末が締め切りということになるのですけれども、ちょっと結果報告書をだから4月なのはわかるのですけれども、当該事業の決算まで4月でやるというと。

事務局 区の会計でも年度末は3月末で、お金の出し入れが5月末で締め切ってしまう 関係もあるので、万が一返還金等が発生した場合に、その年度の返還というのがちょっと 難しくなってしまいますので、基本的には4月末でも結構ギリギリかなというところはあ ります。

関口委員 そうなのですか。

事務局 NPO制度資金助成も実は4月中旬までにさせていただいていまして、一般的な補助金だと4月末が大体締め切りでいただいています。

関口委員 そうなのですか。これは会計処理とかが添付が必要なのでしたか。

事務局 基本的にレシートとか、収支決算書の費用の証明できるようなものです。

関口委員 細かな物も要るのですか、例えば新幹線の。

事務局 必要にはなります、写しで問題はないですけれども。

関口委員 なるほど。いや、だから多分年度末まで走る、ギリギリまで走る事業だと相当ドタバタだろうなということです。

久塚座長 頑張って、この締め切りに合うような事業にしてください。

及川委員 すみません、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。計画のところの評価というのは、これは審査のときの枠組みではなく、ここでも必要なのですか。前年度の

問題点、課題。

効果・成果の指標の設定は適切かというのも、この事業のやっぱり評価はするんでしたか。ここの成果・効果の指標は達成できかたかという結果のところが評価だなと思ったのですけれども、ここも。

事務局 2年目以降用としてちょっとつくらせていただいていまして、2年目になっているんな課題が出てくる中で、当初目指していたその指標の設定がもしかしたらずれてくる可能性があるのかなというところで、そのあたりも本来であれば見直しを順次図っていっていただきたいのですけれども、それがなされていない場合にはちょっと評価の中でコメントを入れさせていただきたいというところで設定をさせていただきました。

及川委員わかりました、ありがとうございます。

久塚座長 新しい制度を動かし始めるわけですから、今まで抱えてきた課題をそのまま 持ったままではなくて、これを一つでも二つでも解決した形で書類とか様式とかをつくっ たほうがいいから。

関口委員 ちょっともう1点いいですか。その資料7の2ページ目のところ、評価基準ですけれども、段階です。5段階評価、4段階評価と書いてあるじゃないですか。これ自己点検シートと相互評価は点数が真ん中になっているからいいのですけれども、せっかく統一していく方向なのであれば、この自己点検シートも4段階評価とかにしてくれると非常に助かるのですけれども、ここら辺はどうでしょうか。

事務局 統一はしたほうがよろしいのかとは思っていまして、今5と4でちょっと分かれていて、一応案としては4に統一するというような案では出させていただいているのですけれども、5のほうが評価がしやすいとか、ちょっとその辺のご意見とかももし、本日でなくてもいいのですけれどもいただければというふうに考えてはおります。

久塚座長 資料10までもう何か質問が出ているけれどもよろしいのですか。

事務局では、簡単に資料10のところをご説明させていただいてよろしいですか。

今評価の着眼点というところで資料10のほうを新たに作成させていただいたところです。今までの評価項目12項目、計画、実施、結果、改善というところで、そちらのところを整理させていただいたような形になっております。方向性のところをごらんいただければと思います。資料7のほうの真ん中のあたりの表の方向性です。

今自己点検シートのところでもご説明させていただいたように計画、実施、結果などの 評価の時点というところをまず一つ確定させる必要があるのかなというふうに考えており ます。

次の丸のところの今度評価報告書の作成のところに入ってくるのですけれども、今まで各項目ごとに評価をしていただいて、評価コメントというところを作成していただいているような流れになっているのですけれども、評価項目がちょっと多いというところもあって、あるいはコメントとしても類似したコメントというか、指摘というところはちょっと明確にできていないコメントになってきてしまうのかなというところもありまして、基本的な方向性としては大きく計画、実施、結果、改善の4項目についてのコメントをいただくような形のほうが明確なのかなというふうに考えております。

久塚座長 要は重複で、委員も苦労するとは思うのです。ある意味大きく四つ分けたほうがいいですよね。

関口委員もつとまとめてもいいと思うぐらいだと思いますけれども。

事務局 一応着眼点の作成と審査基準に則してというところと、あと申請様式に書いてあるところに準じるような形で、今ご指摘があった区民や地域社会というところを地域課題というところだと項目が分けられている。区民がどれだけ社会貢献とかに参画したかというところと、あと地域課題というところは、そもそも設定した課題がどう解決されているかというところ。

審査で説いているような内容にはなっていますので、そこをどう評価するかというところで一応着眼点として書かせていただいたところにはなっております。

ただ、確定ではなくて、整理させていただいた、たたき台みたいな形でご意見をいただければなということで考えています。

久塚座長 では、きょうの議題としては、大きな方向性が見直しで決まったので、具体 的な文言を含めたものをもう一度成案として出てくるという理解でよろしいのですか。

事務局はい。もしご意見等ありましたら随時いただければと考えております。

久塚座長 では、最後に(3)の視察のところだけ。

期間の2カ月、それからそこから外れた後のことをやるやつなんかをどうするか。イベントものがちょうど入らないやつをどうするかというテーマごとの課題があります。それをどうするかというものを次回検討したいと思います。

事務局 はい。ちょっと時間を設けて委員の皆様のご意見というか、いただければなというふうに考えておりましたので。

久塚座長 そもそも視察というのは、評価する際に自主的に行っていた委員の方がおら

れて、ちょっとバランスがでこぼこになってしまうのでみんなで行きましょうというので。 どれぐらいの時点で視察したらよかろうかというようなこともあったし、来られない方は 審査にどういう形でタッチするのか、ヒアリングとの関係をどうするのかというのも、事 業によってスタートラインが一定ではないので、これをどういうふうに組み入れるかとい うのは少しややこしいのです。

それを皆さん方にお問い合わせしますのでご意見を寄せていただければと思います。よろしいでしょうか。

次は、11月10日金曜日午後1時半から5時になります。それではお疲れさまでした。 事務局 ありがとうございました。

一 了 —